

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長 平木 博貴

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
3QFH1SK00160	3RQX1AP0048 0001						
品名 または 件名							
重油1種2号							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
24,000.00	LI						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
久居駐業				久居駐業 補給科			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
久居駐業 補給科				令和5年6月30日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和5年4月17日（月）13時30分 9号隊舎1階中央西 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 競争参加資格については、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者に限る。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等からは以上するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 契約条項等を示す場所

入札資料は、下記に示す期間、第337会計隊契約班窓口において配布する。

令和5年4月3日(月)～令和5年4月14日(金)（土曜日曜祝日を除く0900～1200、1300～1630）

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された陰影が判別し難い入札

5 契約書の作成

契約書を作成する。（30万円（税込み）未満については省略）

細部の契約書記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。

6 その他

- (1) 郵便による入札については、令和5年4月14日(金)17時00分必着分までを有効とする。
なお、事前に郵便入札の申し出を会計隊契約班まで行くとともに便着の確認を必ず実施すること。
また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めない。
- (3) 入札に参加する者は、令和5年4月12日(水)までに資格決定通知書の写しを提出すること。
（FAX可・提出済分が有効期間中であれば再提出不要）
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。（様式随意）
- (5) 同等品で入札を行おうとする場合には、令和5年4月12日(水)13時00分までに「同等品承認申請書」を契約班窓口へ提出すること。（ただし、該当品廃止に伴う後継品又は品番の変更によるものはこの限りでない。）尚、同等品申請の結果については、該当する業者に通知をする。
- (6) 市場価格調査書の提出は、令和5年4月12日(水)15時00分までとする。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊契約班にて閲覧すること。
- (8) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (9) 落札決定については予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (10) 入札及び契約心得等関係事項を承知の上参加をすること。
- (11) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒514-1118 三重県津市久居新町975

陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊 契約班 担当：坂本

本公告は、陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsd/mae/mafin/>に掲示している。

防衛省仕様書改正票

重油

(FUEL OIL, BURNER)

D S P
K 2210F(1)

制定 昭和48. 3. 30

改正 平成25. 3. 26

この改正票は、DSP K 2210F(重油)についてのものであり、DSP K 2210Fと併用される。

1.4 a) 規格 中

“JIS K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を

“JIS K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法

JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひょう法

JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法

JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表”に

改める。

5.1 測定結果

“測定結果は、JIS K 2249によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”を

“測定結果は、JIS K 2249-1, JIS K 2249-2, JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”に改める。

防衛省仕様書

D S P

重油

K 2210F

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

(FUEL OIL, BURNER)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ボイラー用燃料として使用する重油について規定する。

1.2 種類

種類は、表1による。

表1—種類

種類	物品番号	納入区分	注記	
特種	1号	9140-299-0191-5	バルク	硫黄分を除き、JIS K 2205の1種(A重油)1号のもの。
		9140-422-1089-5	ドラム	
	2号	9140-299-0192-5	バルク	
1種	1号	9140-299-0163-5	バルク	JIS K 2205の1種(A重油)1号のもの。
		9140-419-9913-5	ドラム	
	2号	9140-412-4648-5	バルク	硫黄分を除き、JIS K 2205の1種(A重油)2号のもの。
		9140-419-9914-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 重油 特種1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS K 2205 重油

JIS K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

NDS Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

DSP Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は、次による。

- a) 特種1号及び特種2号は、JIS K 2205の1種(A重油)1号による。ただし、硫黄分は、特種1号については0.1%以下、特種2号については0.3%以下とする。

2.

K 2210F

- b) 1種1号は, J I S K 2205の1種(A重油)1号による。
- c) 1種2号は, J I S K 2205の1種(A重油)2号による。ただし, 硫黄分は, 1.0%以下とする。

3 品質保証

検査は, J I S K 2205によるものとし, それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は, DSP Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は, 所要の修理及び完全な洗浄を行い, その外面塗装は, DSP Z 1002に規定する塗料, 塗色とする。

4.2 表示

表示は, NDS Z 0001による。ただし, 陸上・海上・航空各自衛隊の標識は, “防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は, 15°Cにおける容量(L)とする。ただし, バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は, 特に指定しない限り, 温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際, 以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は, J I S K 2249により, 密度(15°C)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は, 次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては, 社内試験成績書とする。
- b) 前 a)以外のものについては, 揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項, 第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。